

吹田市立南山田小学校PTA規約

前 文

吹田市立南山田小学校PTAは、『教育基本法』および『児童憲章』の精神にのっとり、民主主義教育の振興と青少年の健全な成長を願うとともに、会員相互の親睦と啓発を図るため次の規約を定める。

第 1 章 名称及び事務所

第1条 本会は、吹田市立南山田小学校PTAという。

第2条 本会の事務所を吹田市立南山田小学校（以下「本校」という。）に置く。

所在地 大阪府吹田市千里丘西9-1

第 2 章 目的及び活動

第3条 本会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため次の活動をする。

- (1) 教育内容の向上に資する活動
- (2) 児童の生活指導と福祉に関する協力
- (3) 教育環境の整備と充実
- (4) その他、目的を達するために必要な活動

第 3 章 方 針

第5条 本会は、教育について考え行動する民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する団体、及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に片寄ることなく、また、営利を目的としない。
- (3) 本会または、本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事、その他、管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第6条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者

(2) 本校の教職員

第7条 本会の会費は、一家庭月額300円とする。但し、特別の理由のあるものについては、免除することができる。

2. PTA慶弔規定は、その社会状況に応じて、見直すことができる。

第8条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第9条 (削除)

第5章 役員

第10条 本会の役員は、次のとおりとし、役員会を構成する。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 書 記 3名 (うち教職員部より1名選出)
 - (4) 会 計 3名 (うち教職員部より1名選出)
 - (5) 広 報 3名 (うち教職員部より1名選出)
2. 役員の任期は4月1日から翌年3月末日までとする。但し、再選は妨げない。
3. 役員に欠員が生じた場合、運営委員会で決定する。但し、任期は前任者の在任期間とする。
4. 役員等候補者の選出方法は細則で定める。

第11条 役員の任務分担は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会及び運営委員会を代表する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の任務遂行に支障が生じた場合、その職務を代行する
- (3) 書記は記録の作成及び庶務を行う
- (4) 会計は本会の財産及び金銭の出納を管理する
- (5) 広報は本会の活動を広報する

第6章 会計監査

第12条 本会の経理を適正ならしめるため、2名の会計監査役を置く。

2. 会計監査役の選出及び任期については、第10条第2項から第4項までの規定を準用する。

第13条 会計監査役は、9月末に中間監査を行い、運営委員会にその結果を報告しなければならない。

2. 最終監査は、年度末後、次期総会までに行い、総会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 7 章 委員会及び部

第14条 本会に、次の委員会及び部を設ける。また、これらの運営及び組織体系については、細則で定める。

(1) サポート委員会

(2) 教職員部

2. 本会に特別の必要があるときは、運営委員会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第 8 章 総 会

第15条 総会は、全会員を以て構成する。

2. 総会は、年度内に2回開催する定時総会と臨時総会とする。
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
4. 総会の開催において、運営委員会が必要と認めたときは、書面による総会を開くことができる。なお、総会の成立及び決議及び召集については、第16条及び17条を準用する。

第16条 総会の決議は、次の事項について、委任状によるものを含め、構成員の5分の1以上が出席し、その過半数の賛成により成立する。但し、規約の改正には3分の2以上の賛成を要する。

- (1) 役員及び会計監査役の選任
 - (2) 予算及び決算の承認
 - (3) 年間活動計画及び活動報告の承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他運営委員会が提案した事項
2. 委任状による議決権の代理行使はこれを認める

第17条 総会は、運営委員会の議を経て会長が招集する。

2. 招集通知は、総会の開催日の1週間前までにしなければならない。
3. 招集通知には、会議の目的たる事項を記載し、必要な資料を添付しなければならない。

第 9 章 運営委員会

- 第18条 運営委員会は、役員、委員からの選出者、部の部長、特別委員会の委員長、校長、教頭をもって構成され、本会の年間活動計画等における連絡調整及び承認を行うと共に、その他、総会への提案事項及び細則の制定・改正など、全般的な日常活動につき討議、決定する。
2. 運営委員会は、定例委員会のほか、会長が必要と認めたときまたは、構成員の4分の1以上の者より要求があったとき、会長が招集する。
3. 運営委員会の決議は、その構成員の2分の1以上が出席し、過半数の賛成により成立する。
4. 委員からの選出者については、細則に定める。

第 10 章 経 理

- 第19条 本会の経費は、会費その他の収入によってまかなわれる。
- 第20条 経費の支出は、総会において承認された予算に基づいて行われる。但し、4月1日から総会開催日までの慣行的支出については、役員会の議を経て行うことができる。
- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

第 11 章 雑 則

- 第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て、細則で定める。運営委員会は、細則の制定、または改廃した場合、その結果を次期総会にて報告しなければならない。

第12章 個人情報

- 第23条 この個人情報取扱方法は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。
- 第24条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。
- 第25条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

第26条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 会員活動に関する全てに利用
- (5) 本会として地域活動に関わる際の利用

第27条 本会が取り扱う個人情報の利用は、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) お子様の学年・クラス・出席番号

第28条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2. 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第29条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第30条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(付則)

旧規約は、平成23年2月18日総会決議をもって廃止する。

この規約は、平成23年2月18日総会決議をもって施行する。

この規約は、平成26年10月17日総会決議をもって改正する。

この規約は、平成27年2月13日総会決議をもって改正する。

この規約は、平成27年12月24日臨時総会決議をもって改正する。

この規約は、平成29年9月22日臨時総会決議をもって改正する。

この規約は、令和2年12月21日臨時総会決議をもって改正する。

この規約は、令和4年2月17日総会議決をもって改正する。

この規約は、令和7年1月17日臨時総会議決をもって改正する。

この規約は、令和8年2月25日総会議決をもって改正する。

この規約は、令和8年5月31日総会議決をもって改正する。

PTA慶弔規定（南山田小学校PTA）

	対象者	金額	備考
お見舞金	児童 先生会員	5,000 円	1 カ月以上にわたる病気、怪我、又は災害による欠席又は欠勤
弔慰金	<u>会員・児童</u>	<u>5,000 円もしくは は献花等</u>	<u>告別式への参列は、校長または教頭と 相談の上適宜判断する。</u>

制定 昭和52年4月1日

改正 平成6年4月1日

改正 平成15年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成23年2月18日

改正 平成30年2月15日